

○岡山理科大学総合機器センター規程

(趣旨)

第1条 岡山理科大学総合機器センター規程は、岡山理科大学(以下「本大学」という。)研究・社会連携機構規程第5条に基づき、総合機器センター(以下「センター」という。)に関して必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターに、本大学の教育・研究の発展に寄与するため次の2部門を設ける。

- (1) 低温部門
- (2) 分析部門

(職員)

第3条 センターに、センター長、専任教員、兼務教員及び技術職員を置くことができる。

2 低温部門に岡山理科大学高圧ガス危害予防規程に定める次の職員を置く。また、前項の職員が兼務することができる。

- (1) 保安統括者
- (2) 保安統括者代理者
- (3) 保安技術管理者
- (4) 保安技術管理者代理者
- (5) 保安係員
- (6) 保安係員代理者

(センター長)

第4条 センター長は、理事長が任命する。

2 センター長の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

(業務)

第5条 低温部門は、次の業務を行う。

- (1) 液体窒素、液体ヘリウムの製造及び供給
- (2) 設備、機器及び容器の保守管理
- (3) 保安教育
- (4) 学生、教職員への啓蒙、研究支援
- (5) その他

2 分析部門は、次の業務を行う。

- (1) 機器の保守管理
- (2) 円滑な利用調整
- (3) 各機器の使用ガイダンス
- (4) 学生、教職員への啓蒙、研究支援
- (5) その他

(安全)

第6条 センター及び利用者は、次に定める規程を遵守し、安全の確保に努めなければならない。

- (1) 岡山理科大学高圧ガス危害予防規程
- (2) 岡山理科大学放射線障害予防規程

(運営・利用)

第7条 センターの運営に関する重要事項を審議するために、各機器の責任者からなる会議（以下「センター会議」という。）を置く。

- 2 センター会議については、別に定める。
- 3 各部門の利用等については、それぞれ別に定める。
- 4 高压ガス関係で管轄官庁からの指導に対しては、適切に対処する。
- 5 学外者使用に関する規程は、別に定める。

(改廃)

第8条 岡山理科大学総合機器センター規程の改廃は、研究・社会連携機構運営委員会及び大学協議会の審議を経て、学長が決定する。

附 則

- 1 この規程は、平成7年1月19日から施行する。  
岡山理科大学低温施設規程（昭和59年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

- 2 この改正規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 3 この改正規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 4 この改正規程は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

- 5 この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 6 この改正規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 7 この改正規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 8 この改正規程は、平成29年6月23日から施行する。